（令和８年度）

沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）に係る入札説明書

（内　訳）

入　札　説　明　書

別紙１　契約書（案）

別紙２　仕様書

別紙３　入札参加資格登録申請書等

別紙４　入札保証金説明書

別紙５　入札書及び委任状

留意事項

① 質問事項がある場合は、令和８年12月４日（金曜日）午後５時までに沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班あて提出して下さい。

② 質問事項への回答については、令和８年12月８日（火曜日）までに沖縄県ホームページに掲載します。
掲載期間は、令和８年12月15日（火曜日）午後５時までとします。

＜問い合わせ先＞
〒900－8570
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県企画部情報基盤整備課
行政ネットワーク整備班
電話番号　098－866－2036
E-mail　xx013005@pref.okinawa.lg.jp

1　入札に付する事項　沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）

(1)　契約方法

一般競争入札とする。

(2)　契約期間

契約締結日から令和14年３月31日まで

(3)　接続拠点

別紙２「仕様書」による。

(4)　契約内容

別紙２「仕様書」による。

2　入札に参加する者に必要な資格

令和８年11月27日付け沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）に係る一般競争入札の公告による一般競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

3　入札参加資格登録申請等に必要な書類

別紙３「一般競争入札参加資格登録申請書等」による。

4　入札保証金に関する事項

別紙４「入札保証金説明書」による。

5　入札金額及び落札金額について

(1)　入札金額について

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　落札金額について

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(3)　消費税について

契約期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動がある場合、協議のうえ契約金額を改定する。

6　入札書の提出方法

入札書は、郵送による場合を除き、８の日時及び場所へ直接持参すること。電報及び電送による入札は認めない。

郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア　期限　令和８年12月15日（火曜日）午後５時

イ　方法　簡易書留郵便により沖縄県本庁舎14階企画部情報基盤整備課に提出すること。

7　入札書及び委任状の様式について

別紙５「入札書及び委任状」のとおり。

8　入札執行の日時及び場所

令和８年12月16日（水曜日）午前10時　沖縄県本庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室

９　入札の無効　次の入札は、無効とする。
(1)　入札参加資格のない者のした入札
(2)　同一人が同一事項についてした２通以上の入札
(3)　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4)　入札書の表記金額を訂正した入札
(5)　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
(6)　入札条件に違反した入札
(7)　連合その他不正の行為があった入札
(8)　入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札（入札保証金説明書参照）

10　落札者の決定方法
(1)　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
(2)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3)　落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。
なお、入札回数は３回（１度目の入札を含む）までとする。
(4)　再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11　入札執行人及び立会人
沖縄県企画部情報基盤整備課職員

12　契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
名　称　沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班
所在地　〒900－8570　那覇市泉崎１丁目２番２号　電話番号098－866－2036
E-mail　xx013005@pref.okinawa.lg.jp

13　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

14　契約保証金
契約の締結にあたっては、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
(1)　保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
(2)　国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２年の間に履行期限が到来した２つ以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

※　「過去２年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去２年間である。したがって、令和６年（2024年）12月16日以降に契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。
長期間にわたる契約で、一部期間のみ満了しているもの等は対象とならない。
契約締結日に関する期間の制限はない。
※　落札者が支社等の場合、当該支社の締結した契約のみが対象となる。

15　再委託の制限について

県から委託を受けた業務を再委託※する際は、再委託をする前までに申請書を提出し、承認を受ける必要があるため留意すること。

再委託が可能な業務の範囲や金額、委託先等については制限があるため、契約書案及び仕様書を確認すること。

※　「再委託」とは、契約の履行にあたり、履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）または請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言う。

委託用務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要である。

なお、物品納入契約の履行に必要な物品の仕入れ、製造・請負契約の履行に必要な原材料・資機材等の買入れ又は借入れは、再委託に該当しない。

別紙１

(案)

沖縄県が提供を受ける電気通信役務契約書

役務名：沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）

沖縄県知事　古謝　玄太（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、上記の役務に関し、次の条項により契約を締結する。

（目的）
第１条　乙は、甲に対しこの契約の条項に従って電気通信役務の提供を行うこととし、甲は、これに対し、この契約に記載された金額を支払うことを約定するものとする。

（契約期間）
第２条　回線の提供期間は、令和９年４月１日から令和14年３月31日までとする。
２　乙は、契約締結日から令和９年３月31日までに電気通信回線調達を完了することとする。
３　乙は、乙の都合により第１項で定める期間に回線提供が出来ない場合については、甲の承認を得た上で、乙の責任・負担において代替回線を調達し、甲へ提供するものとする。

（契約金額）
第３条　本契約の契約金額は、金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　金　　円）とする。
２　回線調達に要する経費は、金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　金　　円）とする。
３　甲が乙に支払う月額料金は、金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　金　　円）とし、令和９年４月分から支払うこととする。
４　前３項の消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第１項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。
５　役務費の計算期間は、各月の初日から月末までの１か月とする。ただし、１か月に満たない月については、日割り計算によるものとする。
６　前項のただし書き以下の計算結果に１円未満の端数が生じた場合において、１円未満の額は切り捨てるものとする。

（契約保証金）
第４条　契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第１項の規定に基づき、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上を県に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

（回線提供拠点）
第５条　乙が回線を提供する拠点は、仕様書のとおりとする。

（契約内容）
第６条　乙が提供する回線の内容は、仕様書のとおりとする。

（権利及び義務の譲渡）
第７条　甲及び乙は、本契約に基づき権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により相手方の同意を得た場合はその限りではない。

（善管注意義務）
第８条　甲は、常に善良なる管理者の注意義務により乙が本契約に基づき提供する機器等を管理しなければならない。
２　甲は、故意又は重大な過失により乙が本契約に基づき提供する機器等を亡失または毀損した場合、甲の負担により復旧するものとする。

（連絡体制）
第９条　乙は、本契約の通信回線及び本契約に基づき提供する機器等に障害が発生した場合、仕様書のとおり障害対応にあたらなければならない。

（費用の支払い）
第10条　乙は、甲に対し電気通信役務の提供をした分について、１ヶ月ごとにとりまとめて甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、乙に支払うものとする。
３　甲の支払いに遅延が生じた場合、甲は支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額を遅延利息として、乙が指定する期日までに支払うものとする。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合はこの限りではない。

（契約の変更）
第11条　本契約の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議の上、これを変更できるものとする。

（契約不適合責任）
第12条　甲は、回線等の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、回線等の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

（契約の解除）
第13条　甲及び乙は、相手方が本契約に基づく責務を履行せず、相手方からの相応の期間を定めて催告を受けたにも係わらず、その期間内に履行しないときは、本契約を解除することができる。
２　契約期間内であっても、甲乙いずれかから契約解除の申し出があった場合、協議のうえ解除できる。
３　本契約は地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約であるため、前２項の規定に関わらず、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があったときは、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

（暴力団等の排除）
第14条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
(1)　法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
(2)　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）
第15条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
２　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）
第16条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（セキュリティポリシーの遵守）
第17条　乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「セキュリティポリシー」という。）を遵守するものとする。
２　乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整え、セキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

（秘密情報の取扱）
第18条　乙は、その職務上知り得た業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を業務目的以外に利用したり、第三者に漏洩してはならない。
２　乙は、秘密情報が第三者に漏洩、又は無断で使用されないように、必要な対策をとらなければならない。
３　乙は、甲の許可なく、その秘密情報を複写、複製してはならない。
４　乙は、甲の請求があった場合、直ちに秘密が記載又は記録された書類、記録媒体等を甲に返却又は破棄するものとする。
５　乙は、本契約期間の満了後及び契約解除後も本条を遵守するものとする。

（立入権及び秘密保持）
第19条　乙は、乙又は乙が業務を委託した保守会社等の従業員を、回線調達又は保守のためにケーブル等の設置された場所に立ち入らせることができる。この場合、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
２　乙及び保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させるものとする。
３　乙及び保守会社等は、前項の立入りに際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

（個人情報の取扱）
第20条　乙は、本契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（労働関係法令の遵守及び調査）
第21条　乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
２　甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（帳簿等の整備）

第22条　乙は、本契約に係る業務に従事した者の勤務状況を明らかにした帳簿等を備え、かつ証拠書類を整備しなければならない。

（再委託の制限）
第23条　乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
２　乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
３　乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
４　乙は、契約の一部を第三者に委任し､又は請負わせようとするときは、事前に再委託承認申請書を甲に提出するとともに、書面による県の承認を受けなければならない。
　ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
５　乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
６　乙が前第１項から第４項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（消費税率の改定に伴う留意事項）
第24条　契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（管轄裁判所）
第25条　本契約に関し、訴訟等の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）
第26条　本契約に定めのある事項について疑義が生じた場合、又は本契約に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保持する。

令和　年　月　日

甲　　沖縄県那覇市泉崎一丁目２番２号

沖縄県知事　　古謝　玄太

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）
第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）
第３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）
第４　乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。
２　乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。
３　乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）
第５　乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。
２　乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）
第６　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）
第７　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）
第８　乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知等）
第９　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務

に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第10　乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第２に準ずるものとする。

２　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第11　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

⑴　再委託を行う業務の内容
⑵　再委託で取り扱う個人情報
⑶　再委託の期間
⑷　再委託が必要な理由
⑸　再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
⑹　再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
⑺　再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
⑻　再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

３　乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

４　乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

５　乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12　乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

３　乙は、前２項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

４　乙は、パソコン等に記録された個人情報を第１項及び第２項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

５　乙は、第１項及び第２項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

６　乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）
第13　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
２　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）
第14　乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
２　乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）
第15　甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）
第16　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）
第17　乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別紙２

仕　様　書

役　務　名

沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）

沖縄県企画部情報基盤整備課

本仕様書は、沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）に関する一般競争入札に適用する。

第１章　全体要件

１　調達範囲

沖縄県本庁舎と別紙１に記載する沖縄県出先機関、県立学校事務室等を結ぶ電気通信役務の調達。

２　履行期間

契約の日から令和14年３月31日までとする。ただし、落札者は、令和９年３月31日までに電気通信回線調達を完了し、回線の提供期間は令和９年４月１日から令和14年３月31日までの60ヶ月間とする。なお、正式な回線開通日及び現回線からの移行期間は、落札者と別途協議の上、決定する。

ただし、事情により、回線サービス開始が遅れる場合、その間の代替回線調達について、落札者の負担により行い、ネットワークの機能を停止させないよう対応すること。

３　入札価格

接続拠点に、令和９年４月１日から令和14年３月31日まで回線サービスを提供する場合のイニシャルコスト及びランニングコストの合計金額とする。

落札後にイニシャルコストとランニングコストの内訳を提示すること。

４　契約方法

予定価格の範囲内で、最も低い入札価格を提示した業者と契約する。

５　障害対応に関する要件

本仕様書に規定する電気通信役務に係る障害の対応については、次の要件以上とする。

(1)　障害対応連絡窓口が一元化されていること。

(2)　障害受付は24時間365日とし、障害対応及び復旧は営業時間内とすること。ただし、台風・地震等の天変地異が発生した場合はこの限りではなく、情報基盤整備課と協議の上、可能な限り迅速な対応を取ること。

６　契約回線の追加または削除について

県の組織改編等に伴い回線提供が必要または不要になった拠点については、随時、契約回線の追加または削除ができるものとする。

７　利用料金について

利用料金は、令和９年４月１日から発生するものとし、月の途中から始まった場合、その月に関しては日割り計算にて算出すること。各接続拠点の回線サービス提供開始日が異なる場合は、接続拠点毎に利用料金を算出した額を合計して請求するものとする。

第２章　基本要件

１　通信回線の要件

調達する回線は、広域イーサネットサービスとする。ただし、離島地域や県外等の回線提供が困難な拠点は広域イーサネットサービスと同等程度のセキュリティが確保されたネットワークサービスも可能とする。

２　定義

(1)　「接続拠点」とは、整備対象となる県本庁舎、県出先機関、県立学校事務室等をいう（詳細は別紙１に示す）。
(2)　「センター拠点」とは、宮古合同庁舎、八重山合同庁舎、北部合同庁舎をいう。
(3)　「イーサ網」とは、通信事業者が提供する広域イーサネットサービスの局内網をいう。
(4)　「アクセス回線」とは、各接続拠点からイーサ網までの通信事業者の通信回線をいう。
(5)　「基幹アクセス回線」とは、県本庁舎からイーサ網及びセンター拠点からイーサ網までの通信事業者の通信回線をいう。
(6)　「広域イーサ」とは、イーサ網、アクセス回線及び基幹アクセス回線の総体をいう。
(7)　「専用線」とは、任意の二拠点間を結ぶ専用回線をいう。
(8)　「県自営NW」とは、県本庁舎と各センター拠点を結ぶ沖縄県自営のネットワーク（沖縄県総合行政情報通信ネットワーク）をいう。

第３章　広域イーサネットサービスの調達要件

１　基幹アクセス回線について

(1)　基幹アクセス回線は、直接県本庁舎もしくは、センター拠点に接続するものとする。
(2)　基幹アクセス回線は、１回線とする。

２　通信速度

(1)　アクセス回線の通信速度は、30Mbps以上帯域確保とする。
(2)　基幹アクセス回線の通信速度は、別紙1に示した速度以上の帯域確保とする。

３　セキュリティ及び接続拠点について

広域イーサネットサービスのセキュリティは、次の２つの要件を満たすものとする。

(1)　全ての通信回線が、インターネットを経由しない、閉じたネットワークであること。
(2)　VLAN(VLANタグや拡張タグ等の付加)でユーザを分離すること。

４　サービス品質について

広域イーサネットサービス提供にあたり、一定基準値のサービス品質保証（SLA）を規定し、基準値を満たせない場合は、一定率の料金を返還すること。

５　保守運用について

(1)　広域イーサネットについては回線ごとの常時監視機能を有すること。

(2)　故障発生時には、県の指定するメールアドレスへ故障発生の旨を通知すること。
(3)　回線ごとのトラフィック利用状況を月１回レポートで提出する事。

第４章　広域イーサネットサービスが提供できない県外拠点の調達要件

１　基本事項

(1)　専用線等の通信回線を県本庁舎もしくは最寄りのセンター拠点に接続するものとする。また、センター拠点以降は、県自営NWを利用することが可能とする。
(2)　専用線以外の回線を利用する場合は、県と協議の上、了解を得ること（専用線以外の回線の例　NTT西日本が提供するIP通信網サービス）。
(3)　通信速度については、県と協議の上、定めることとする。

２　沖縄県総合行政情報通信ネットワークの利用について

県自営NWを利用してセンター拠点間を接続する場合、各センター拠点、各拠点のインターフェースは次の通りとする。

(1)　県本庁舎　　10/100/1000BASE-T　1ポート
(2)　センター拠点　　10/100/1000BASE-T　1ポート
(3)　各接続拠点　　10/100/1000BASE-T　1ポート

※各インターフェースに接続するために必要な機器及び設定費用も入札価格に含めること。
※県自営NWの設定変更に係る費用も入札価格に含めること。

３　機器設置場所について

回線を提供するにあたって、県本庁舎及び各接続拠点の機器設置場所は次のとおりとする。

(1)　県本庁舎　　沖縄県本庁舎14階電子計算機室
(2)　センター拠点　　宮古合同庁舎５階通信機械室
　　八重山合同庁舎５階通信機械室
(3)　各接続拠点　　原則として既存と同じ場所とする。

各接続拠点に設置する通信事業者の回線終端装置等に係るハウジング料は無償とする。

４　セキュリティについて

広域イーサネットサービスと同等程度のセキュリティを確保すること（NTT西日本が提供するIP通信網サービスを利用する場合、ユーザID、パスワードによる認証に加え、回線番号を用いた回線認証を行い、接続させること）。

第５章　その他

１　協議

本仕様書に定めのある事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項については、県と十分に協議を行うものとする。

２　再委託

(1)　一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50％を超える業務

企画、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

(2)　再委託の相手方の制限

指名停止装置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3)　再委託の範囲

本契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

(1)に定める契約の主たる部分以外の業務

(4)　再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

機器等の配送、回収

３　その他参考資料

別紙２「ＣＯＲＡＬ２１ネットワーク構成図（現状）」

○接続拠点一覧

No.	拠点名称	住所	通信速度（Mbps）
1	沖縄県庁	那覇市泉崎1-2-1	1,000
2	自治研修所	那覇市西3-11-1	30
3	計量検定所	南風原町字新川272-5	30
4	南部福祉事務所/保健所	南風原町字宮平212	30
5	女性相談支援センター	那覇市寄宮2-4-1	30
6	若夏学院	那覇市首里大名町3-112	30
7	中央児童相談所	那覇市首里石嶺町4-404-2	30
8	身体障害者更生相談所	那覇市首里石嶺町4-385-1	30
9	総合精神保健福祉センター	南風原町字宮平212-3	30
10	中央食肉衛生検査所	南城市大里字大里2015	30
11	動物愛護管理センター	南城市大里字大里2000	30
12	衛生環境研究所	うるま市字兼箇段17-1	30
13	中央家畜保健衛生所	南城市大里字大里2505	30
14	水産海洋技術センター	糸満市字喜屋武1528	30
15	南部農業改良普及センター	南風原町字山川517	30
16	病害虫防除技術センター	那覇市字真地123	30
17	農業研究センター	糸満市字真壁820	30
18	家畜衛生試験場	うるま市兼箇段3-1	30
19	工芸振興センター	豊見城市字豊見城114－1	30
20	島尻教育事務所	八重瀬町東風平920-1	30
21	離島児童生徒支援センター	那覇市東町21-1	30
22	県立図書館	那覇市泉崎1-20-1	30
23	知事公舎	那覇市寄宮1-7-1	30
24	平和祈念資料館	糸満市摩文仁614-1	30
25	那覇浄化センター	那覇市西3-10-1	30
26	海洋深層水研究所	久米島町字真謝500-1	30
27	沖縄県立博物館・美術館	那覇市おもろまち3-1-1	30
28	那覇国際高等学校	那覇市天久1-29-1	30
29	首里高等学校	那覇市首里真和志町2-43	30
30	首里東高等学校	那覇市首里石嶺町3-178	30
31	開邦高等学校	南風原町字新川646	30
32	那覇高等学校	那覇市松尾1-21-44	30
33	真和志高等学校	那覇市字真地248	30
34	小禄高等学校	那覇市字鏡原町22-1	30
35	那覇西高等学校	那覇市金城3-5-1	30
36	豊見城高等学校	豊見城市字真玉橋217	30
37	豊見城南高等学校	豊見城市字翁長520	30
38	南風原高等学校	南風原町字津嘉山1140	30
39	向陽高等学校	八重瀬町字港川150	30
40	知念高等学校	与那原町字与那原11	30
41	糸満高等学校	糸満市字糸満1696-1	30
42	久米島高等学校	久米島町字嘉手苅727	30
43	南部農林高等学校	豊見城市字長堂182	30
44	沖縄工業高等学校	那覇市松川3-20-1	30
45	南部工業高等学校	八重瀬町字富盛1338	30
46	那覇商業高等学校	那覇市松山1-16-1	30
47	南部商業高等学校	八重瀬町字友寄850	30
48	沖縄水産高等学校	糸満市西崎1-1-1	30
49	泊高等学校	那覇市泊3-19-2	30
50	沖縄盲学校	南風原町字兼城473	30
51	島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄160	30
52	西崎特別支援学校	糸満市西崎1-1-2	30
53	那覇特別支援学校	那覇市寄宮2-3-30	30
54	那覇みらい支援学校	那覇市古波蔵4-10-17	30
55	公文書館	南風原町新川148-3	30
56	下水道事務所	宜野湾市伊佐3-12-1	30
57	自動車税事務所	浦添市字港川500-10	30
58	消防学校	中城村字北上原910	30
59	コザ児童相談所	沖縄市知花6-34-6	30
60	中央卸売市場	浦添市伊奈武瀬1-11-1	30
61	具志川職業能力開発校	うるま市字兼箇段1945	30
62	浦添職業能力開発校	浦添市字大平531	30
63	具志川浄化センター	うるま市州崎1	30
64	南部東道路建設事務所	浦添市大里字仲間1112-2	30
65	中城湾港建設事務所	沖縄市海邦町3-45	30
66	幸地インター建設現場事務所	浦添市字前田565-2	30
67	県立埋蔵文化財センター	西原町字上原193-7	30
68	西原浄化センター	西原町字小那覇875-10	30
69	工業技術センター	うるま市州崎12-2	30
70	石川高等学校	うるま市石川伊波861	30
71	前原高等学校	うるま市字田場1827	30
72	与勝高等学校	うるま市勝連平安名3248	30
73	読谷高等学校	読谷村字伊良皆198	30
74	嘉手納高等学校	嘉手納町字屋良806	30
75	具志川高等学校	うるま市喜仲3-28-1	30
76	美里高等学校	沖縄市松本2-5-1	30
77	コザ高等学校	沖縄市照屋5-5-1	30
78	球陽高等学校	沖縄市南桃原1-10-1	30
79	北谷高等学校	北谷町字桑江414	30
80	北中城高等学校	北中城村字渡口1997-13	30
81	普天間高等学校	宜野湾市普天間1-24-1	30
82	宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜2-25-1	30
83	西原高等学校	西原町字翁長610	30
84	浦添高等学校	浦添市内間3-26-1	30
85	陽明高等学校	浦添市字大平488	30
86	中部農林高等学校	うるま市字田場1570	30
87	美来工科高等学校	沖縄市越来3-17-1	30
88	美里工業高等学校	沖縄市泡瀬5-42-2	30
89	浦添工業高等学校	浦添市経塚1-1-1	30
90	那覇工業高等学校	浦添市勢理客1-22-1	30
91	具志川商業高等学校	うるま市みどり町6-10-1	30
92	中部商業高等学校	宜野湾市我如古2-2-1	30
93	浦添商業高等学校	浦添市伊祖3-11-1	30
94	沖縄ろう学校	北中城村字屋宜原415	30
95	美咲特別支援学校	沖縄市美里4-18-1	30
96	大平特別支援学校	浦添市大平1-27-1	30
97	泡瀬特別支援学校	沖縄市比屋根5-2-20	30
98	鏡ヶ丘特別支援学校	浦添市当山3-2-7	30
99	森川特別支援学校	西原町字森川151	30
100	沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場1243	30
101	工業技術センター（金型研究センター）	うるま市勝連南風原5192-30	30
102	北部福祉事務所/保健所	名護市大中2-13-1	30
103	北部家畜保健衛生所	名護市字名護4606-4	30
104	畜産研究センター	今帰仁村字諸志2009-5	30
105	農業大学校	宜野座村字松田2982番地24	30
106	森林資源研究センター	名護市名護4605-5	30
107	栽培漁業センター	本部町大浜853-1	30
108	辺土名高等学校	大宜味村字饒波2015	30
109	北山高等学校	今帰仁村字仲尾次540-1	30
110	本部高等学校	本部町字渡久地377	30
111	名護高等学校	名護市大西5-17-1	30
112	宜野座高等学校	宜野座村字宜野座1	30
113	北部農林高等学校	名護市字宇茂佐13	30
114	名護商工高等学校	名護市大北4-1-23	30
115	名護特別支援学校	名護市字宇茂佐760	30
116	桜野特別支援学校	名護市宇茂佐1787-1	30
117	宮古合同庁舎（センター拠点）	宮古島市平良字西里1125	100
118	下地島空港管理事務所	宮古島市伊良部字佐和田1739	30
119	農業研究センター宮古島支所	宮古島市平良字西里2071-40	30
120	宮古家畜保健衛生所	宮古島市平良字西里1951	30
121	宮古高等学校	宮古島市平良字西里718-1	30
122	宮古総合実業高等学校	宮古島市平良字下里280	30
123	宮古工業高等学校	宮古島市平良字東仲宗根968-4	30
124	宮古特別支援学校	宮古島市平良字狩俣4005-1	30
125	宮古保健所	宮古島市平良字東仲宗根476	30
126	八重山合同庁舎（センター拠点）	石垣市字真栄里438-1	100
127	水産海洋研究センター石垣支所	石垣市字川平828-2	30
128	農業研究センター石垣支所	石垣市平得地底原1178-6	30
129	八重山家畜保健衛生所	石垣市字宮良1-2	30
130	八重山高等学校	石垣市字登野城275	30
131	八重山商工高等学校	石垣市字真栄里180	30
132	八重山農林高等学校	石垣市字大川477-1	30
133	八重山特別支援学校	石垣市字宮良77	30
134	八重山保健所	石垣市字真栄里438	30
135	沖縄県庁（県外集約）	那覇市泉崎1-2-1	ﾍﾞｽﾄｴﾌｫｰﾄ
136	東京事務所	東京都千代田区平河町2-6-3	ﾍﾞｽﾄｴﾌｫｰﾄ
137	大阪事務所	大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100	ﾍﾞｽﾄｴﾌｫｰﾄ
138	名古屋事務所	愛知県名古屋市中区栄4-1-1	ﾍﾞｽﾄｴﾌｫｰﾄ
139	沖縄県本庁舎（旧県立図書館向け）	那覇市泉崎1-2-1	300
140	沖縄県本庁舎（自治研修所仮庁舎部向け）	那覇市泉崎1-2-1	100
141	自治研修所（仮庁舎部）	那覇市西3-11-1	100
142	旧県立図書館	那覇市寄宮1-2-16	300

別紙２

ＣＯＲＡＬ２１ネットワーク構成図（現状）

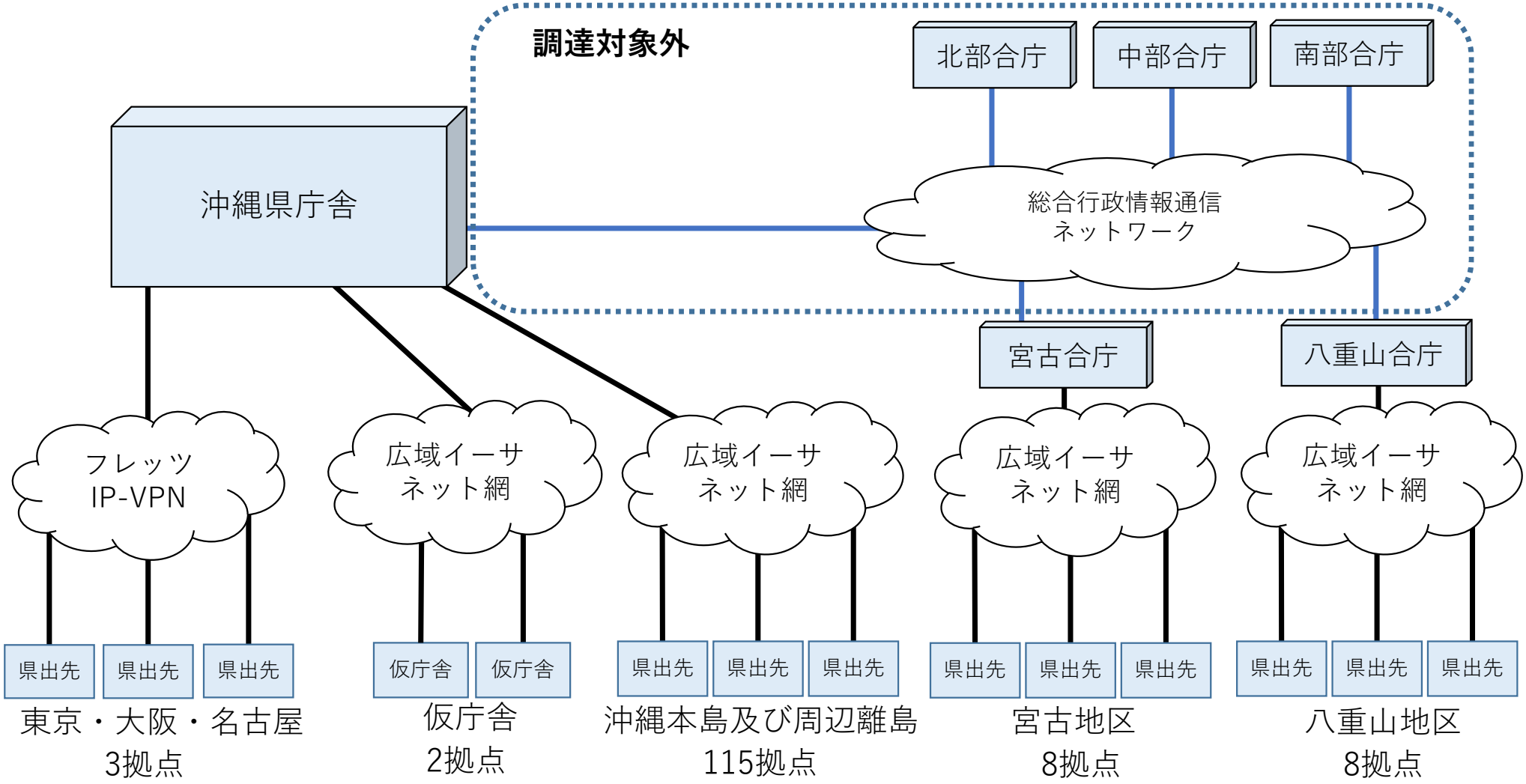

別紙３

一般競争入札参加資格登録申請書等

提 出 書 類

1　件名　沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）

2　提出期限　令和８年12月４日（金曜日）午後５時

3　提出場所　沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班（県本庁舎14階）

4　提出する書類

ア　一般競争入札参加資格登録申請書（別紙様式）

イ　登記事項証明書

ウ　直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

エ　入札参加資格の登録を申請する日前の直近２年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は、徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第１項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

オ　総務大臣から電気通信事業を行うことを認められた証明書の写し

カ　電気通信役務の提供に関する障害対応体制説明書（別紙様式）

キ　沖縄県内に主たる営業所若しくは従たる営業所を有することを確認できる書類又は、沖縄県内において同種の電気通信役務提供を行っている者であることを確認できる書類（別紙様式）

ク　LGWAN-ASPサービスとして登録されている通信サービスの種類等を示す書類

ケ　誓約書（別紙様式）

コ　申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

（例）・労働局からの領収済通知書（領収印があるもの）
・納付書・領収証書（領収印があるもの）
・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
・労働保険事務組合からの領収書等
・納入額の告知書と振込・口座振替明細　　等

サ　申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

（例）・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
・納付書・領収証書（領収印があるもの）
・領収済通知書（領収印があるもの）
・社会保険料納入証明書
・納入額の告知書と振込・口座振替明細　　等

5　留意する事項

イ、エについては、直近３ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

一般競争入札参加資格登録申請書

令和　　年　　月　　日

沖 縄 県 知 事　　殿

申請者　郵　便　番　号
住所又は所在地
名 称 又 は 商 号
代 表 者 職 氏 名　　印
電　話　番　号

沖縄県企画部情報基盤整備課が実施する沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）に係る一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付の上、一般競争入札参加資格者の登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

記

1　営業年数

創業年月日	
営業年数	

2　資本金

資本金	

3　従業員数

区分	人数
営業職員	
技術職員	
事務職員	
その他	
計	

障害対応体制説明書

令和　　年　　月　　日

沖縄県知事　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

電気通信回線を使用することを目的とする電気通信役務について、下記のとおり障害対応体制を説明します。

記

障害対応連絡窓口が一元化されていること及び障害受付並びに故障修理･復旧作業に関する障害対応体制の説明

１．障害対応連絡窓口   ２．障害発生時の対応業務の概要   ３．届出電気通信事業者の場合 （1）電気通信回線を借り上げる登録電気通信事業者の名称及び住所

備考：障害対応体制を証明する資料を添付すること。

同種の電気通信役務契約の履行実績

令和　年　月　日

商号又は名称：
所　在　地：
代表者氏名：　　印

役務名称等	役務名 発注機関名 役務提供場所 履行期間 契約金額（円）	
役務概要	回線数 通信距離 通信速度 保守体制	

役務名称等	役務名 発注機関名 役務提供場所 履行期間 契約金額（円）	
役務概要	回線数 通信距離 通信速度 保守体制	

備考：１．同種の電気通信役務の契約書のかがみの写し（発注者・役務名・契約金額・履行期間が確認できるもの）を貼付すること。
２．役務概要の通信距離、通信速度については、当該契約において最速、最長の値を記入すること。
３．契約金額は総額を記すものとする。

令和　　年　　月　　日

誓　約　書

沖縄県知事　殿

住　　所

法 人 名

代表者名　　印

沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）の一般競争入札参加資格申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

２　沖縄県暴力団排除条例第２条（平成23年条例第35号）第２号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

３　県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

４　加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。

５　雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

６　労働関係法令を遵守していること。

（誓約事項６関係）

主な労働関係法令

（１）労働基準法（昭和22年法律第49号）
（２）労働契約法（平成19年法律第128号）
（３）最低賃金法（昭和34年法律第137号）
（４）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
（５）短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）
（６）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
（７）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
（８）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
（９）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
（10）労働組合法（昭和24年法律第174号）
（11）雇用保険法（昭和49年法律第116号）
（12）労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
（13）健康保険法（大正11年法律第70号）
（14）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

質 問 書

令和　　年　　月　　日

住　　所：
商号又は名称：
代 表 者 名：　　（押印省略）
〔連絡先〕
担 当 者 氏 名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：
Ｅ－ｍａｉｌ：

沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）に係る一般競争入札について、以下のとおり質問します。

No.	項　目	内　容
1		
2		
3		
4		

別紙４

入　札　保　証　金　説　明　書

入札保証金について

1　入札保証金の額

見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の５以上の金額を納付すること。納付の方法は４、５による。

2　入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当する。

※　現金及び小切手で入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になる上、取り扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り「３．入札保証金の免除」の手続きをとって下さるようご協力をお願いします。

3　入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1)　保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和８年12月16日（水曜日）午前10時までに提出した場合。

(2)　国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２年の間に履行期限が到来した２つ以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類（様式第１号）を令和８年12月15日（火曜日）午後５時までに提出した場合。

※　「過去２年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去２年間である。したがって、令和６年（2024 年）12 月 16 日以降に契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。長期間にわたる契約で、一部期間のみ満了しているもの等は対象とならない。契約締結日に関する期間の制限はない。

※　入札参加者が支社等である場合、当該支社が締結した契約のみが対象となる。

現金及び小切手で納付する場合、事前に情報基盤整備課へ連絡をお願いします。

4　小切手で納付する場合

納 付 方 法	下記の場所へ直接持参し、企画部企画調整課が発行する保管証と引き替える。
納 付 場 所	沖縄県庁舎７階　企画部企画調整課
納 付 期 間	令和８年 12 月 16 日（水曜日）　午前９時から午前 10 時まで
還 付 方 法	入札終了後、即日に還付。領収書に記名・押印のこと。（落札者以外）

5　現金で納付する場合の納付方法

納付方法	(1)　様式第２号の債権者登録票に必要事項を記入し、令和８年 12 月９日（水曜日）午後 12 時までに、情報基盤整備課へ提出する。 (2)　債権者登録票に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを情報基盤整備課へ速やかに呈示すること。
納付場所	沖縄県出納事務局会計課のホームページ「沖縄県公金収納取扱金融機関」による。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/suito/kaikei/kokuhi/koukintoriatukai.thml
納付期間	令和８年 12 月８日（火曜日）から同年 12 月 15 日（火曜日）まで ※納付場所の窓口対応時間に留意すること。
還付方法	入札終了後、約 20 日後に登録した口座へ振り込む。（落札者以外）

6　入札保証金に代わる担保（事前に契約担当者へ相談すること。）

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができる。

(1)　国債及び地方債

担保の価値：額面金額又は登録金額

(2)　政府の保証する証券

担保の価値：額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値)の８割に相当する額

(3)　銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

担保の価値：小切手金額

(4)　銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値：手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の１月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(5)　郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値：当該債権証書に記載された債権金額（定期預金債権にあっては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること。

(6)　契約担当者が確実と認める社債

担保の価値：額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値)の８割に相当する額

(7)　契約担当者が確実と認める金融機関の保証

担保の価値：保証金額

7　その他

上記の各種手続に関する受付時間は、指定がある場合を除き、午前９時から午後５時までとする。

（様式 第１号）

同種の業務等の実績調書

令和８年　月　日

商号又は名称：
所　在　地：
代表者氏名：　　印

業務名		発注者名及び担当部署	業務の概要
履行期限	契約金額		

（注）　１　当該業務の契約書の写し等、事実確認できる書類を添付すること。
　　２　欄が不足する場合は、適宜追加すること

（様式 第２号）

債 務 者 登 録 票

郵便番号		電話番号	
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 住　所			
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 会 社 名			
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 代表者名			
預金種別	1:普通預金　2:当座預金		
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 金融機関名	銀行　　支店		
口座番号			
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 口座名義人			
納付金額			

上記のとおり登録をお願いします。　　令和　　年　　月　　日

住所

沖縄県知事　殿　　登録者

氏名　　印

別紙５

入 札 書 及 び 委 任 状

入札書（工事を除く）

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札の目的	沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）
役務提供場所	仕様書に記載の場所
役務提供期間	令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで
引渡の方法	直接
入札保証金額	

内　　訳

品　名	規格	数量	単価	金額	備　　考
回線調達費用		１式			（税抜き）
回線利用料		１式			（税抜き）

上記金額にその 100 の 10 に相当する金額を加算した金額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって納入したいので御呈示の仕様書、契約条項（請書条項）及び財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）並びに御指示の事項を承知して入札いたします。

令和８年　月　日

入札者　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

沖縄県知事　古謝　玄太　殿

委　　任　　状

私は、　　を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

１　件　　名　　沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）

２　代理人使用印鑑

令和８年　月　日

委任者　　住　所

商号又は名称

氏　名　　印

沖縄県知事　古謝　玄太　殿

委　　任　　状（共同企業体用）

私は、　　を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

１　件　　名　　沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）

２　代理人使用印鑑

令和８年　月　日

委任者　○○○・○○○・○○○共同企業体
代表幹事　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
構 成 員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
構 成 員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

代 理 人　氏名　　印

沖縄県知事　古謝　玄太　殿